

【書評】鈴木淳『日本の歴史二〇 維新の構想と展開』

前田亮介

かつて吉野作造は、「明治新政府」が世間一般からの強烈な反感にさらされていた明治初年の状況と、「凡ての人が皇室を見つめて日本国民としての共通の感情を有つ様になる」明治二〇年代の温度差を、率直に指摘した⁽¹⁾。本書を読了すると、国家形成に不可欠だったはずのマクロな次元での意識の変化が、政治と社会のいかなる相互交渉を経て生じていったのかという大局を見据えた通史が、意外に少ないことに気づかされる。

近代日本に立憲制が導入された経緯については、これまで多くの回答が寄せられてきた。或いは「国民」化という視点から、社会の自律領域を狭めていく明治政府像を強調することも可能だろう（このような成果は本書にも織り込まれている）。だが維新政権が二〇年をかけた「勤王の餌を以てしても容易に薩長に頭を低げなかつた連中」（吉野作造）を含む人々へ向けた同時代的な正統性を獲得していく、必ずしも平坦でないプロセスを理解するには、政局の分析や国民国家論の援用にとどまらない、広義の社会的視座が求められよう。

本書の著者である鈴木淳氏は、ナショナル・コンセンサスとしての「維新」が、体制変革の象徴のみならず、社会変革の象徴であったという視角から、この二〇年に一貫した説明を与えようとした。「維新」は全社会的な対応を促し、それぞれの「維新の構想」を抱いた多様な「担い手」を生み出していく。この担い手たちが最終的な合意に達した場が明治二二年の憲法発布式であり、五箇条の御誓文からそのフィナーレにいたる群像劇を、政治と関連する諸領域の動向を多分に踏まえつつ、総合的に描ききったのが本書である。

叙述の上で特徴的なのは、海運や道路の整備、金融機関の拡充、郵便制度の定着、といった経済活動領域の拡大が政局に与えたインパクトを強調する点だろう。大久保利通のいう「維新の盛意」が正しく貫徹されるには、「経済上の維新」（一二〇頁）や「社会、産業の維新」（一九八頁）、「交通の維新」（二四九頁地図解説）を経る必要があったことを、著者は繰り返し強調する。著者の言葉を借りるなら、「海からはじまる明治」の胎動が、憲法制定の物語と交錯する地平にこそ、

「維新の構想と展開」は存在したのである。冒頭の場面で、はじめて海を見る天皇に木戸孝允が抱いた感慨は、その意味でも本書全体の通奏低音をなすといつて過言ではない。

目次は以下の通りである。

はじめに

第一章 明治の「藩」

第二章 戸長たちの維新

第三章 士族の役割

第四章 官と民の出会い

第五章 内治を整え民産を殖す

第六章 憲法発布

第一章は、明治維新の精神的出発点として掲げられた「五箇条の御誓文」が、倒幕への幅広い合意を調達する必要上具体性を欠いており、その大枠を共有した様々な試行錯誤が積み重ねられることで、はじめて維新が浸透していった、という展望を示す。最初の試金石は、公卿と藩主による連合政権の結集核となった公議理念であった。しかし、政治参加の一定の拡大を目指した公議所の挫折や、成果を挙げつつも狭まる選択肢のなかで自己撞着を来した藩政改革の限界は、既成の「藩」を単位とした維新の可能性を見失わせていく。

第二・三章は、役割が過小評価されがちな戸長と士族に注目することで、官民が未分化な時代の社会変革を前衛で支えた「維新の担い手」の姿を映し出す。戸長は地域における維新の担い手であり、新国家の像を提示する梟と受容する民衆、それぞれの代弁者として、利害

調整や情報収集に邁進した。この戸長経験は、府県会や帝国議会への進出に向けた政治資源や、各種の起業を通じた経済資源を蓄積させることになる。

また「征韓」の夢に殉じた者だけが士族だったわけではない。制度化されない公議の場であるメディアの叢生は、彼らに民権の担い手としての意識を喚発し、当初軍事力の担い手でもあった巡査は、徴兵制軍隊との不整合から社会教化の担い手に収斂され、秩禄処分を契機とした国立銀行の増設は、士族が近代的会社経営を先導する経路を切り開いた。こうした一連の士族対策によって近代的な金融制度の枠組みが定着し、時代は維新の第二段階に移っていく。

明治一年の地方三新法は、「官」と「民」の当面の役割分担を定めた。第四・五章の主題となるのは、政治・経済・社会に広くまたがる両者の、時に「激烈な」遭遇である。新たに誕生した府県会が専門官僚の政策決定に掣肘を加えたように、自らも維新を担った自覚を持つ人々の、一定の合意がない限り、「維新の貫徹」は困難であった。西南戦争の最中に存続の危機に直面した徴兵制が、「民」への配慮を制度に組み込むことで受容されていったのはその好例といえる。

こうした官と民の新たな関係性は、経済面から特に看取できる。民の側では「外圀」(阪谷芳郎)を前提とした、自己責任に基づく経済活動の觀念が普及し、自由な投資活動の広まりと新技術の活用を背景とした企業勃興をもたらす。官の側もこれに応じて特定企業への保護を避け、公平で安定した競争によって維持される経済秩序を追求するようになる。両者は中央集権的な近代化への意志を共有しつつ、各自議会開設に向けた準備を進めていく。

第六章は結末にふさわしく、維新の構想と展開の集大成として憲法

発布を取り上げる。御誓文の伝統を受け継ぐ正嫡の座を占めた憲法は、「大赦の論理」によって過去の反乱士族や民権派もその伝統の担い手として回収した。しかし広範な支持を得たかに見えた新体制は、合意形成という点で新たな問題も孕んでいた。第一に、皇室を機軸にした政権の正統化は、政府攻撃の刃として逆流する余地を常に残した。第二に、「書物奴隷」主導の維新に対する原理的な異議申し立てに対し、憲法は十分な存在理由を主張できなかった。

かくして本書は、「憲法がこの時点までの維新の担い手たちの合意」によるものであり、「社会全体をとらえ切れていたわけではなかった」という、印象的な言葉で締めくくられる。

以上が概要である。著者は維新を「武士の特権的な地位を改め、さまざまな全国的な新制度や新時代の軍事力を作り、新たな政治や経済活動の枠組みを作り上げていく過程」と弾力的に定義し（一六一―七頁）、広範な層の国家構想を立体的に捉えることに成功している。明治政府が各層の合意を調達し、憲法発布によって「御誓文の精神」を正しく発展・反映させたのだと広く認識される過程は、読者によっては、国家の自己認識を示す「国史」を忠実になぞったものと映るかもしれない。だが、本書の狙いはあえてスタンダードな制度発達史を中軸に据えることで、同時代の眼に映じた政府像を洗い出すことにある。下からの自生的発展よりも上からの変革の重みを重視する著者が、これまで使い古された史料である「学制」や「軍人勅諭」などの条文を、改めて丹念に読み込んでいるのも、そうした問題意識に起因するものと考えられる。

また、三島通庸や戸長などいくつかの副旋律を設定し、長いスパン

で定点観測したことも、叙述としての整合性を高めたといえよう。たとえば、明治二年藩政改革を担う都城地頭として登場した三〇代半ばの三島は（六六一―七頁）、第四章では県令として福島事件を引き起こしたものの、第五章では内務省土木局長として、法案通過のため県会の誘導工作を試みている（二八三頁）。議会制の到来を危惧しつつ斃れた三島の軌跡に、読者は官と民の関係の象徴的な変遷を重ね合わせることができるのである。このような周到さは、ややもすればエピソードの集積に陥り、主題が拡散しがちな構成をとる本書に、引き締まった統一感を与えている。

以上の評価を踏まえた上で、二点、論点を提起したい。一点目は、新技術と藩閥の関わりである。本書を通読して最も感慨深かったのは、維新の担い手たちの、時に抜き難い翳を帯びた魅力的な相貌であった。松田道之の死を琉球藩主尚泰が見送る場面（二七三頁）も忘れたいが、とりわけ三島通庸を筆頭とする薩摩藩の出身者が、新技術に対する「独自の感性」（黒田清隆への評価、一二四頁）を磨いていた点に、著者は特別な思い入れを抱いているように思われる。

例を挙げよう。樺山資紀が「開化」の象徴である鉄道に感心した一事をもって、「守旧」の側にとどまった不平士族との決定的な違いを見出している点（二三七―八頁）。また東京府会が導入を図った蒸気ポンプも、「樺山総監であれば、あるいは…積極的に応じたのではなにか」（二七七頁）。山形の官庁街など「目に見える開化を好む」三島はより露骨である。

しかしながら、近代技術に敏感であった薩派は、議会制を迎える中で失速を余儀なくされることとなった。地方長官が「従来の地方の支配者から、批判可能な一官吏へと変わっていき」（三一六頁）、

「意識改革」(同上)が最も遅れたのが薩摩出身の古参地方官であったことは、第二回総選挙における選挙干渉が示すとおりである。本書の中ではこうした人々の位置づけが必ずしも明確でないが、民権派とも呼応する「独自の感性」とデモクラシーへの対応能力が、背反する方向に向かった理由を、いま一步踏み込んで論じてほしかった。坂野潤治氏が「上からの工業化派」として構造化した、薩摩系の「開発独裁」路線とは別のモデルを提示できる可能性があっただけに、著者はより大胆であつてもよかつたのではないか。

二点目は、第六章の位置づけをめぐつてである。ここで著者は、「維新の担い手」の外部から帝国憲法を批判する論理を持ちえた神代復古誓願運動を、ひとつの類型として抽出し、憲法発布で一件落着とするような予定調和的理解の超克を試みている。現実の運動にどれほどの社会的基盤があつたかを「史料で明確に示すことは困難ではある」(三四〇頁)にせよ、これは本書も多く依拠する島海靖氏への一定の批判だと思われる。本章はほかにも、「昭和維新」との連続性など刺激的な指摘に満ちており、著者の近代史理解の射程を想像させる部分として、興味深く読むことができた。

しかし、「維新」の終着駅が憲法に限られなかつたことは、著者自身が予め諒解していたところである。たとえば、明治二三年の議會開設は、官と民の役割分担を「根本から変革」(二七〇頁)させる一大転機であつた。第六章が読者に残す知的余韻は、著者なりの帝國議會像を示すことで、かなりの程度、発展的解消が見込めたのではないだろうか。「憲法発布」への評価は慎重に留保しつつ、それをあくまで物語として考察する本書の鋭いモチーフが、後の時代に向けた具体的な展望に結びつかなかつたのは、やや残念だつた。

もつとも、憲法体制に統合されなかつた領域への言及は示唆に富んでいる。保護会社の独占によって「経済活動の公平性」が閉却されていた北海道や、そもそも維新の担い手が不在であつた沖繩の存在は(三二七―九頁)、確かに社会全体をとらえきれない憲法の不備を突くものであつただろう。また、日本軍Ⅱ徴兵制軍隊の一元性を攪乱する要素として、屯田兵の存在が随所に意識される(一三四頁、二一八頁、三二三頁)。一方で制度の改廃を重視しつつ、他方で制度外的領域への目配りを怠らない本書の姿勢は、複眼的な歴史認識を可能にしているのである。

ともあれ、明治初年から立憲制導入にいたる二〇年は、政治史や経済史といった単一の分析枠組では時代構造を把握しきれない複雑性を備えている。その点で、難易度の高いこの時代に対し、様々なディシプリンを架橋しつつ、自らの視角を創出しようとした本書の野心的な姿勢は、高く評価されるべきだろう。著者は別の論考で、他の学問領域で存在する歴史学の「概説書」が、文学部日本史学科出身の日本人研究者から生産されない現状に強い危機感を表明している。⁽³⁾本書が目指したものが、そこで言われる「概説書」だつたとすれば、読者はその禁欲的な筆致のうちに、歴史家としての確かな矜持を見て取ることができるのではないだろうか。

本書の末尾で「維新の構想と展開」を見届けた重野安繹は、史学会の初代会長であり、日本における実証史学の泰斗であつた。著者が描こうとした「この国のありさま」(一四―五頁)は、他ならぬ重野の問いでもあつたはずである。ある時代の「ありさま」を描けるだけのバランス感覚と力技を兼ね備えた歴史家は多くはない。著者が次なる

通史に挑むことを期待して、ひとまず擱筆することにした。

(講談社、二〇〇二年)

※本稿は、二〇〇八年一〇月二十九日に演習「日本政治外交史研究の諸潮流」(東京大学大学院法学政治学研究科)で評者が行なった報告を基にしている。

- (1) 吉野作造「明治維新の解釈」『婦人公論』一九二七年一二月号、
『吉野作造選集一一』(岩波書店、一九九五)。
- (2) 坂野潤治『近代日本の国家構想』(岩波書店、一九九六)、第一章。
- (3) 鈴木淳「史学の本分―日本近代史研究の視座から」史学会編『歴史学の最前線』(東京大学出版会、二〇〇四)、五七―六〇頁。